

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27

2. 指名停止措置期間

令和7年4月11日 から 令和7年7月21日 まで（6週間＋2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

鹿島道路(株)が元請として受注した土佐国道事務所発注の「令和4年度 国道55号吉良川地区舗装外工事」において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で指定されたものとは異なるアスファルト合材を使用して舗装工事を行っていたことが判明した。

また、当該業者は、北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト工事を施工したが、契約図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用していた。

これらの工事においては、契約図書で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

さらに当該業者は、関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第1第2号に該当する。

また、当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったこと、及び当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2第15号に該当する。

指名停止措置要領 別表第1

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件に係る問い合わせ先
 四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）
 契約課長 山本 隆
 ○課長補佐 瀬川 晋士 ・ 事実概要における「令和4年度 国道55号吉良川地区舗装外工事」について
 四国地方整備局 土佐国道事務所
 副所長（管理） 服部 達典 088-884-0359（代表）
 ○管理第二課長 門田 健一 088-885-4828（直通） |
|--|